

行橋市告示第64号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき道場寺西区自治会の告示された事項に変更があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年6月1日

行橋市長 工藤 政



1 変更があった事項及びその内容

規約に定める目的

新	旧
(目的) 第1条 省略 (1)から(6)まで省略 <u>(7) ※削除</u> (7) 区有財産の管理と運用 (8) その他目的達成に必要と認められる行動	(目的) 第1条 省略 (1)から(6)まで省略 (7) <u>共有水道設備の運用による水道事業と、設備の維持管理</u> (8) 区有財産の管理と運用 (9) その他目的達成に必要と認められる行動

2 変更年月日

令和8年6月1日

3 変更の理由

共有水道設備の運用廃止によるため